

# 帝塚山大学学則

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本学は、帝塚山大学と称する。

(所在地)

第 2 条 本学は、奈良県奈良市帝塚山七丁目1番1号に置く。

(目的)

第 3 条 本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、広い国際的視野の上に、日本人としての深い自覚と高い識見を持ち、社会の要請に応え得る教養と創造力を備えた人材を育成するために、これに適する学問を教授研究することを目的とする。

## 第 2 章 組 織

(学部・学科、収容定員及び人材養成目的等)

第 4 条 本学が設置する学部・学科及び学生の定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
人 文 学 部	日本文化学科	110名	440名
	英語文化学科	100名	400名
経 済 学 部	経 済 学 科	230名	920名
経 営 情 報 学 部	経 営 情 報 学 科	245名	980名
法 政 策 学 部	ビジネス法学科	95名	380名
	公共政策学科	95名	380名
心 理 福 祉 学 部	心 理 学 科	90名	360名
	地域福祉学科	70名	280名
現 代 生 活 学 部	食物栄養学科	120名	480名
	居住空間デザイン学科	70名	280名

2 各学部・学科の人材養成目的等は、次のとおりとする。

### 【人文科学部】

日本民族固有の歴史と文化への深い理解と強い関心とを持つとともに、世界的視野で異文化を理解し、国際交流を推進しながら、現代の社会的課題に対処できる人材を養成する。

#### (日本文化学科)

歴史・民俗、文学・芸術にわたる日本の文化的伝統に関する豊かな経験と深い認識とを有し、それを地域の文化や現代社会に活かしてゆける人材を養成する。

#### (英語文化学科)

英語運用能力の充実を目指すとともにアメリカを中心とする英語文化圏の文化を学び、異文化理解を深めることによって、社会生活の様々な場において英語が駆使できるのみならず、その言語を生み育てた文化について深い教養を身に付けた人材を養成する。

### 【経済学部】

深い教養と豊かな人間性を兼ね備え、国際社会で活躍できる経済人を養成することを理念・目的とし、それを実現するため、社会全般に関心を持ち、問題を発見する能力、情報を収集し分析する能力、問題を解決する能力を持った人材を養成する。

### 【経営情報学部】

変動するビジネス・シーンに対して有用な情報技術を基礎として解決すべき諸問題を発見し、それらの諸問題の解決に向けて組織的かつ創造的で自立した行動をとることができ、グローバル競争においても会社での自己の利害と全体利益とをバランスさせた行動ができる人材で、国際的に通用する冷静かつ適切な判断能力に基づいた行動がとれる人材を養成する。

### 【法政策学部】

現代社会における経済や政治の変化の中で、法と政策判断との結びつきを理解することの重要性を教育研究の上で前面に打ち出し、将来を見通すことのできる政策的思考能力を備え、かつ実務にも通じた人材を養成する。

#### （ビジネス法学科）

商取引・企業法務・知的財産・国際取引などにかかわる諸問題の理解と解決に必要な法律・政策・実務を教育することで、企業人・起業家・経営者など民間部門における有為の人材を養成する。

#### （公共政策学科）

行政・国際関係・消費生活・社会福祉などにかかわる諸問題の理解と解決に必要な法律・政策・実務を教育することで、公務員など公共性を有する部門における有為の人材を養成する。

### 【心理福祉学部】

現代社会に生きる人間と、その暮らす地域社会を総合的に研究し、心理と地域福祉分野における広い視野と豊かな資質を備えた専門性の高い職業人を養成する。

#### （心理学科）

人間社会の抱える諸問題を、人間の行動と心理を中心とした科学的学問体系に基づいて研究・理解・認識するとともに、心の時代にふさわしい問題解決能力と他者への共感性を備えた人材を養成する。

#### （地域福祉学科）

地域に居住するすべての人が、地域社会の構成員として日常生活を営み、自らの条件に応じたあらゆる活動に参加できるよう地域社会を総合的に研究し、従来の福祉分野のみならず総合的なマネジメントを担っていける専門的職業人を養成する。

### 【現代生活学部】

人間社会や文化に対する確かな認識を基盤として、現代に生きる人々が豊かで健全な生活を形成するために必要な技術や知識を追究し、それを社会に提供できる専門的職業人を養成する。

#### （食物栄養学科）

国民の健康に関する諸問題がますます多様化、複雑化する現代社会において、幅広い教養を基礎とする豊かな人間性と高度な専門知識および技術を以て栄養や健康について提言できる人材を養成する。

### (居住空間デザイン学科)

21世紀のより良い生活空間の創造を目指して、生活者の視点から人間生活に関わるモノと空間に関する諸問題を包括的、体系的に捉えることの出来る人材を養成すると共にデザイン教育を重視し、企画力、想像力など、モノづくりに関わる実践的な能力と技術に精通した人材を養成する。

(大学院)

**第5条** 本学に、大学院を設置する。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

(研究所・博物館・心のケアセンター)

**第6条** 本学に、経済経営研究所、考古学研究所、奈良学総合文化研究所、人間環境科学研究所、博物館及び心のケアセンターを設置する。

2 各研究所、博物館及び心のケアセンターに関する規程は、別に定める。

## 第3章 教育課程

(授業科目)

**第7条** 本学における授業科目を、各学部ごとに次のとおり区分する。

(1) 人文科学部

教養科目，外国語科目，専門科目，教職・司書・司書教諭・学芸員の資格取得に必要な専門科目

(2) 経済学部

外国語科目，教養科目，専門科目

(3) 経営情報学部

語学科目，教養科目，職業教育科目，専門導入科目，専門科目，教職・司書教諭の資格取得に必要な専門科目

(4) 法政策学部

一般基礎科目，基礎演習科目，必修基礎科目，専門科目，スポーツユニット専門科目，演習科目，特殊講義

(5) 心理福祉学部

心理学科

共通教養科目（教養科目，外国語科目），専門科目（専門基礎科目，専門基幹科目，専門関連科目，専門研究科目）

地域福祉学科

共通教養科目（教養科目，外国語科目），専門科目（専門基礎科目，専門基幹科目，専門関連科目，専門研究科目），教職・司書教諭の資格取得に必要な専門科目

(6) 現代生活学部

食物栄養学科

共通教養科目（教養科目，外国語科目），専門科目（専門基礎科目，専門基幹科目，専門関連科目，専門研究科目），栄養教諭の資格取得に必要な専門科目

居住空間デザイン学科

共通教養科目（教養科目，外国語科目），専門科目（専門基礎科目，専門基幹科目，専門関連科目，専門研究科目），教職（家庭）・司書教諭の資格取得に必要な専門科目

2 前項のほか、各学部の定めるところにより、外国人留学生適用科目、特設資格セミナー受講生適用科目、海外短期語学研修受講学生適用科目、インターンシップ・キャリア形成支援関連科目及びリメ

ディアル関連科目を置くことができる。

(資格)

**第7条の2** 本学において取得可能な資格は、次のとおりとする。

人文科学部	日本文化学科	教育職員中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語） 博物館学芸員 図書館司書 司書教諭
	英語文化学科	教育職員中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語） 博物館学芸員 図書館司書 司書教諭
経営情報学部	経営情報学科	教育職員高等学校教諭一種免許状（情報） 教育職員高等学校教諭一種免許状（商業） 司書教諭
心理福祉学部	心理学科	認定心理士 児童指導員任用 訪問介護員2級 精神保健福祉士（受験資格）
	地域福祉学科	教育職員高等学校教諭一種免許状（福祉） 司書教諭 社会福祉主事任用 児童指導員任用 訪問介護員2級 社会福祉士（受験資格） 精神保健福祉士（受験資格）
現代生活学部	食物栄養学科	栄養士 栄養教諭 一種免許状 管理栄養士（受験資格）
	居住空間デザイン学科	教育職員中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭） 二級建築士（受験資格） 商業施設士補

(単位)

**第8条** 本学の学修は、単位制を採用する。

- (1) 単位制とは、授業科目のひとつひとつについて履修し、それぞれの授業科目に定められた単位を取得していくことである。
- (2) 単位とは学習時間を表す名称であって、その取得は個々の授業科目について所定の時間を履修し、試験その他の方法によって合格と判定されたときに達成される。

(授業科目の名称、単位数及び履修方法)

**第9条** 各学部が開設する授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第1から別表第6のとおりとする

る。

(単位計算の基準)

**第10条** 授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の学部・学科の科目の履修)

**第11条** 学生は、他の学部・学科の科目を、当該他の学部・学科が別に定めるところに従い、履修することができる。

2 前項の場合には、あらかじめ、所定の手続きを経て、許可を受けなければならない。

(他大学における授業科目の履修等)

**第12条** 教育上有益と認めるときは、学生に、他の大学又は外国の大学との協議に基づき、当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

2 前項の規定により、学生が他の大学又は外国の大学において修得した単位は、教授会の議に基づき、60単位を限度として卒業に必要な単位数に算入することができる。

## 第 4 章 試験及び学修評価

(単位の認定)

**第13条** 単位の認定は、試験及び平素の成績による。試験は、履修した授業科目について学期末又は学年末に、筆記、口述、論文等によって行う。

(成績の評価)

**第14条** 成績の評価は、100点をもって満点とし、90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDとし、60点以上をもって合格とする。ただし、授業科目の特質上必要なときは、この評価方法に代えて、合格、不合格とすることができる。

(単位授与)

**第15条** 合格した授業科目に対しては、所定の単位を与える。

## 第 5 章 修業年限及び卒業

(修業年限)

**第16条** 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数は、8年を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、編入学生(3年次)の修業年限は2年とし、在学年数は4年を超えてはならないものとする。

(卒業単位)

**第17条** 本学を卒業するためには、第9条別表第1から別表第6に定めるところに従い、次の単位数を修得しなければならない。

人文科学部 日本文化学科 124単位

	英語文化学科	1 2 4 単位
経済学部	経済学科	1 2 4 単位
経営情報学部	経営情報学科	1 2 4 単位
法政策学部	ビジネス法学科	1 2 4 単位
	公共政策学科	1 2 4 単位
心理福祉学部	心理学科	1 2 4 単位
	地域福祉学科	1 2 4 単位
現代生活学部	食物栄養学科	1 2 4 単位
	居住空間デザイン学科	1 2 4 単位

(卒業証書)

**第18条** 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修して必要単位を修得した者には、当該学部教授会の議を経て、卒業証書を授与する。

(学位)

**第19条** 本学を卒業した者に対し、次の区分に従い学士の学位を授与する。

人文科学部	日本文化学科	学士 (日本文化)
	英語文化学科	学士 (英語文化)
経済学部		学士 (経済学)
経営情報学部		学士 (経営学)
法政策学部		学士 (法学)
心理福祉学部	心理学科	学士 (心理)
	地域福祉学科	学士 (福祉)
現代生活学部	食物栄養学科	学士 (栄養)
	居住空間デザイン学科	学士 (生活科学)

## 第6章 学年，学期，授業期間 及び休業日

(学年及び学期)

**第20条** 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

**第21条** 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

**第22条** 休業日を、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

帝塚山学園創立記念日 5月12日

春季休業 3月15日から3月31日まで

夏季休業 7月25日から9月20日まで

冬季休業 12月22日から翌年1月10日まで

2 前項の休業日は、第45条に規定する大学協議会の議を経て、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

## 第 7 章 入学，編入学，休学，復学，退学，除籍，再入学，転学， 転学部・転学科及び留学

(入学時期)

**第23条** 入学の時期は，学年始めとする。ただし，学長が特別の必要があると認めるときは，後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

**第24条** 入学を志願することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 外国において，学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) その他相当の年齢に達し，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認定した者
- (7) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(入学志願)

**第25条** 入学を志願する者は，指定期日までに本学所定の入学願書，出身学校の最終3年間の学業成績等を記載した調査書，健康診断書（指定された者のみ）を入学検定料とともに提出しなければならない。

(入学試験)

**第26条** 入学を志願する者に対しては，入学試験を行う。

(入学手続)

**第27条** 入学試験に合格した者は，指定の期日までに本学所定の誓約書，その他手続に必要な書類を提出するとともに入学金を納付しなければならない。

(編入学)

**第28条** 他の大学から本学へ編入学を志願することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学に2年以上在学し，別に定める所要単位を修得した者
- (4) 外国において，学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で，その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

(編入学における既修得単位等の認定)

**第28条の2** 前条の規定により，本学に編入学した学生の既修得単位については，教育上適切と認めるときは，その一部又は全部を本学における授業科目，単位数として換算認定することができる。

2 前項に定める取り扱い及び単位の認定については，別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の認定)

**第28条の3** 第1年次に入学した学生が，本学に入学する前に大学又は短期大学で修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）は，前条と同様の扱いとする。ただし，単位の換算認定については，各学部教授会が別に定めるものとし，30単位を超えることはできない。

- 2 前項の措置に関連し、修業年限の短縮は行わない。
- 3 前1項に定める学生の資格課程科目の単位認定については、別に定める。  
(大学以外の教育施設等における学修)

**第28条の4** 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った短期大学又は高等専門学校それぞれの専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学に入学した後における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

- 2 前項に定める単位の換算認定については、各学部教授会が別に定めるものとし、30単位を超えることはできない。  
(休学)

**第29条** 病気その他やむを得ない事由によって6か月以上学修することができないときは、学長に休学願(病気の場合は診断書を添付。)を提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 健康上その他特別の事情によって必要があると認められた者には、休学を命ずることがある。
- 3 休学の期間は、第16条に規定する在学年数に算入しない。ただし、通算3年を超えて休学することはできない。  
(復学)

**第29条の2** 前条により休学した者が復学を願い出るときは、復学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

**第30条** 退学しようとする者は、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

**第31条** 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 正当な理由なく学費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 第16条に規定する期間に修了できない者
- (3) 第29条第3項に規定する休学期間を終えても復学できない者

(再入学)

**第32条** 次に掲げる者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て再入学を許可することがある。ただし、願い出の期限は、退学し又は除籍された日の属する年度及び次年度以降3年間以内とする。

- (1) 願い出により本学を退学した者
- (2) 前条第1号の規定により除籍された者

(転学)

**第33条** 他の大学に転学しようとするときは、退学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

**第34条** 一の学部・学科の1年次又は2年次に在学中の学生で、他の学部・学科に転学部・転学科を志願する者があるときは、当該他の学部・学科が選考の上、これを許可することがある。

- 2 前項の規定により、転学部・転学科を志願する者は、現に所属する学部の長に願い出て、許可を得なければならない。
- 3 転学部・転学科に関する規程は、別に定める。

(留学)

**第35条** 第12条の規定に基づき、学生が外国の大学へ留学する場合は、所定の手続きを経て学長の許可を得なければならない。

- 2 前項により留学した期間は、第16条に規定する修業年限に算入するものとする。

## 第8章 学費その他

(学費)

**第36条** 本学において徴収する学費その他は、次のとおりとする。

(1) 人文科学部，経済学部，経営情報学部，法政策学部，心理福祉学部，現代生活学部居住空間デザイン学科

入学検定料	35,000円
入 学 金	300,000円
授 業 料 年額	965,000円

(2) 現代生活学部食物栄養学科

入学検定料	35,000円
入 学 金	300,000円
授 業 料 年額	1,195,000円

- 2 前項にかかわらず，大学入試センター試験利用による入学選考に係る入学検定料は，15,000円とする。
- 3 授業料は，前期・後期の2期に年額を等分して徴収する。
- 4 休学者は，休学した学期以降，学費等の納付を免除する。ただし，別に定める休学者在籍料を納付しなければならない。なお，学期の途中で復学した者は，復学の日の属する期の学費等を納付しなければならない。
- 5 再入学を許可された者は，別に定める再入学金を納付しなければならない。
- 6 いったん納付した学費，その他納付金は，いかなる事情があっても返付しない。
- 7 学費等の納付期日その他については，別に定めるところによる。

## 第 9 章 職 員 組 織

(職員)

**第37条** 本学に，次の職員を置く。

学 長  
副 学 長  
学 部 長  
教 授  
准 教 授  
講 師  
助 教  
助 手  
事務職員  
その他の職員

- 2 前項のほか，必要に応じて，副学部長，客員教授，招聘教員並びに非常勤講師を置くことができる。

(職務)

**第38条** 職員の職務は，次のとおりとする。

- (1) 学長は，大学を代表し，校務を掌り，所属職員を統督する。
- (2) 副学長は，学長を補佐し，学長に事故あるときは，その職務を代行する。
- (3) 学部長は，学部を代表し，学部の諸事務を掌り，所属職員を監督する。
- (4) 教授，准教授，講師及び助教は，教育・研究に従事し，学生の指導に当たり，学部の管理運営に参画する。
- (5) 助手は，教授，准教授，講師及び助教の指導を受け，その教育及び研究を補助する。

- (6) 事務職員は、それぞれの定められた上司の指示に従って、諸事務を処理する。
- 2 前条第2項に規定する副学部長は、学部長を補佐し、学部長に事故あるときは、その職務を代理する。客員教授並びに招聘教員は、授業を担当し、研究の指導に当たり、非常勤講師は、授業を担当する。

## 第10章 教授会

(設置及び構成)

**第39条** 本学の各学部にて、教授会を置く。教授会は、当該学部の学部長、教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

(招集)

**第40条** 教授会は、学部長がこれを招集する。教授会の構成員の4分の1以上の者から会議に付する事項を示して招集の請求があるときには、学部長は、これを招集しなければならない。

(議長)

**第41条** 教授会の議長は、学部長がこれに当たる。学部長に事故あるときは、学部長の指名する教授が、これを代理する。

- 2 議長は、議場の秩序を保持し、議案を提出し、議事を整理し統理する。

(定足数)

**第42条** 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

**第43条** 教授会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議事項)

**第44条** 教授会は、当該学部にかかる次の事項を審議し、議決する。

- (1) 学部内規則の制定改廃
- (2) 教授、准教授、講師、助教、助手及び客員教授、招聘教員並びに非常勤講師に関する人事
- (3) 教育課程
- (4) 入学、編入学、再入学、留学、休学、復学、退学、除籍、転学、転学部、転学科、単位修得及び卒業
- (5) 学生の懲戒
- (6) その他一般に大学及び学部の管理運営に関する事項

## 第11章 大学協議会及び委員会

(設置及び構成)

**第45条** 本学にて、大学協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、学長、副学長、各学部長、大学院各研究科長、図書館長、情報教育研究センター長並びに各学部教授会から選出された2名ずつの教授をもって構成する。
- 3 前項において、各学部教授会から選出された者の任期は、2年とする。

(招集)

**第46条** 協議会は、学長がこれを招集する。協議会の構成員の4分の1以上の者から会議に付する事項を示して招集の請求があるときには、学長は、これを招集しなければならない。

(議長)

**第47条** 協議会の議長は、学長がこれに当たる。学長に事故あるときは、副学長又は先任の学部長が、これを代理する。

(審議事項)

**第48条** 協議会は、大学に関わる教学及び管理運営上の重要事項について審議し、議決する。

(その他)

**第49条** 第41条第2項、第42条及び第43条の規定は、これを協議会に準用する。

(委員会)

**第50条** 本学に、教育課程、学生の厚生・補導その他必要な事項に関する委員会を置くことができる。

## 第 12 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修生、 交換留学生、外国人留学生及び特別課程履修生

(科目等履修生、聴講生)

**第51条** 本学の授業科目の一部を修めようとする者があるときは、学生の修学を妨げない限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として在学を許可することがある。

(特別聴講学生)

**第52条** 他の大学との協議に基づき、当該大学に在学中の者を特別聴講学生として在学を許可することがある。

(研究生)

**第53条** 本学の特定の専任教員のもとで研究しようとする者があるときは、学生の修学を妨げない限り、選考の上、研究生として在学を許可することがある。

(研修生)

**第54条** 官公庁、その他の団体の委託により、本学において特定の事項につき研修しようとする者があるときは、学生の修学を妨げない限り、選考の上、研修を許可することがある。

(交換留学生)

**第55条** 外国の大学との協議に基づき、当該大学に在学中の者を交換留学生として在学を許可することがある。

(外国人留学生)

**第56条** 外国人で第26条の規定によらず特別入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。外国人留学生には、第24条及び第25条の規定を準用する。

**第56条の2** 学校教育法第105条に定める特別課程を履修しようとする者があるときは、選考の上、特別課程履修生として履修を許可することがある。

2 特別課程履修生が所定の課程を修了したときは、学校教育法に定める履修証明を与えることができる。

(科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修生、交換留学生、外国人留学生及び特別課程履修生規程)

**第57条** 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、研修生、交換留学生、外国人留学生及び特別課程履修生に関する規程は、別に定める。

## 第 13 章 学 生 の 懲 戒

(懲戒の事由)

**第58条** 本学の学生であって、この学則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、これらの学生に対して懲戒を行うことがある。

(懲戒の種類)

**第59条** 懲戒は、退学、停学（無期停学を含む。）又は訓告のいずれかとする。

2 退学は、次の各号の一に該当する場合、これを行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込がないと認められた場合
  - (2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した場合
  - (3) 正当な理由がなくて長期にわたり出席しない場合
- 3 無期停学については、一定期間経過後解除することができる。  
(懲戒の手続)

**第60条** 懲戒に関する手続きは、別に定める。

## 第 14 章 図 書 館

(図書館)

**第61条** 本学に、大学図書館を置く。

- 2 大学図書館に関する規程は、別に定める。

## 第 15 章 情報教育研究センター

(情報教育研究センター)

**第62条** 本学に、情報教育研究センターを置く。

- 2 情報教育研究センターに関する規程は、別に定める。

## 第 16 章 学習支援室

(学習支援室)

**第63条** 本学に、「学習支援室」を置く。

- 2 学習支援室に関する規程は、別に定める。

## 第 17 章 T I E S 教材開発室

(T I E S 教材開発室)

**第64条** 本学に、T I E S 教材開発室を置く。

- 2 T I E S 教材開発室に関する規程は、別に定める。

## 第 18 章 F D 推 進 室

(FD推進室)

**第65条** 本学に、FD推進室を置く。

- 2 FD推進室に関する規程は、別に定める。

## 第 19 章 全学共通教育センター

(全学共通教育センター)

**第 66 条** 本学に、全学共通教育センターを置く。

- 2 全学共通教育センターに関する規程は、別に定める。

## 第 20 章 外国人留学生センター

(留学生センター)

第67条 本学に、外国人留学生センターを置く。

2 外国人留学生センターに関する規程は、別に定める。

## 第 21 章 雑 則

(事務組織)

第68条 本学の事務及び学生の厚生・補導に関する事務組織については、別に定める。

## 第 22 章 学 則 改 正

(改正)

第69条 この学則の改正には、各学部教授会の議を経て、協議会において出席者の3分の2以上が賛成することを要する。

### 附 則

この学則は、大学設置認可の日からこれを施行する。

### 附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和49年3月31日まで入学した者の学費については、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、昭和50年3月31日までに入学した者の学費については、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和51年3月31日までに入学した者の学費については、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、昭和52年3月31日までに入学した者の学費については、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、昭和60年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

教養学部 教養学科 入学定員 260名

### 附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和61年3月31日までに入学した者の履修方法及び卒業単位に関する規定は、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、昭和62年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、平成元年3月31日に現に教養学部在学中の者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第36条第1項の規定にかかわらず、平成2年3月31日までに入学した者の授業料は、年額 480,000円とする。
- 3 平成2年3月31日までに教養学部に入学者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は次のとおりとする。  
経済学部 経済学科 入学定員 300名
- 3 平成3年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 4 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の改正に伴う変更については、平成2年4月入学者より適用する。

#### 附 則

この学則は、平成3年9月30日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。  
経済学部 経済学科 入学定員 400名
- 3 第36条第3項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までに入学した者の休学期間中の学費等については、なお従前の例による。
- 4 平成4年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成5年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。  
経済学部 経済学科 入学定員 250名  
経済学部 経営情報学科 入学定員 200名
- 3 平成5年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。  
ただし、図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の一部を改正する省令の施行による授業科目及び履修方法の変更については、この限りでない。
- 3 学則第36条の改正については、平成8年11月18日から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。  
ただし、第6条に係る改正については、平成9年10月1日から、第45条に係る改正については、平成9年4月1日から適用する。
- 2 平成10年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、
  - (1) 経済学部経営情報学科は在籍学生の卒業まで存続させる。
  - (2) 平成11年度までの入学定員は次のとおりとする。

経営情報学部 経営情報学科 入学定員 200名

**附 則**

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、
  - (1) 教養学部教養学科は在籍学生の卒業まで存続させる。
  - (2) 平成11年度の人文科学部の入学定員は、次のとおりとする。

日本文化学科 90名  
英語文化学科 90名  
人間文化学科 85名

**附 則**

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則36条の一部改正については、平成11年9月24日から適用する。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、平成12年度から平成17年度までの各学部・各学科の学生の定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学	収容	入学	収容	入学	収容	入学	収容	入学	収容	入学	収容
教養学部教養学科	一名	520名	一名	260名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名	一名
人文科学部												
日本文化学科	110	195	110	305	110	415	100	430	100	420	100	410
英語文化学科	115	205	115	320	115	435	105	450	105	440	105	430
人間文化学科	120	205	120	325	120	445	110	470	110	460	110	450
経済学部												
経済学科	265	1015	265	1030	265	1045	265	1060	265	1060	265	1060
経営情報学科	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経営情報学部経営情報学科	250	650	250	900	250	950	250	1000	250	1000	250	1000
法政策学部法政策学科	265	1015	265	1030	265	1045	265	1060	265	1060	265	1060

- 4 平成12年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第18章FD推進室第65条、第19章雑則第66条及び第20章学則改正第67条の改正は、平成15年2月21日から施行する。
- 2 平成15年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、平成15年度から平成17年度までの人文科学部英語文化学科の学生の定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
人文科学部	名	名	名	名	名	名
英語文化学科	105	450	105	440	105	430

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、人文科学部人間文化学科は在籍学生の卒業まで存続させる。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、
  - (1) 法政策学部法政策学科は在籍学生の卒業まで存続させる。
  - (2) 平成18年度から平成20年度までの各学部・各学科の学生の定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	入学	収容	入学	収容	入学	収容
人文科学部 日本文化学科	110	440	110	440	110	440
英語文化学科	100	415	100	410	100	405
人間文化学科	—	120	—	—	—	—
経済学部 経済学科	230	1025	230	990	230	955
経営情報学部 経営情報学科	245	995	245	990	245	985
法政策学部 法政策学科	—	825	—	530	—	265
ビジネス法学科	125	125	125	250	125	375
公共政策学科	125	125	125	250	125	375
心理福祉学部 心理学科	90	230	90	320	90	340

	地域福祉学科	70	210	70	280	70	280
現代生活学部	食物栄養科	120	280	120	400	120	440
	居住空間デザイン学科	70	210	70	280	70	280

4 第36条第1項第2号の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに現代生活学部食物栄養学科に入学した者の授業料は、年額540,000円とする。

**附 則**

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までに入学した者の教育課程に関する規定は、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までの各学部・各学科の学生の定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		入学	収容	入学	収容	入学	収容
人文科学部	日本文化学科	110	440	110	440	110	440
	英語文化学科	100	405	100	400	100	400
経済学部	経済学科	230	955	230	920	230	920
経営情報学部	経営情報学科	245	985	245	980	245	980
法政策学部	法政策学科	—	265	—	—	—	—
	ビジネス法学科	95	345	95	440	95	410
	公共政策学科	95	345	95	440	95	410
心理福祉学部	心理学科	90	340	90	360	90	360
	地域福祉学科	70	280	70	280	70	280
現代生活学部	食物栄養学科	120	440	120	480	120	480
	居住空間デザイン学科	70	280	70	280	70	280

4 第36条第1項第2号の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに現代生活学部食物栄養学科に入学した者の授業料は、年額965,000円とする。